「公共職業安定所の職業紹介等に関する行政評価・監視」の結果に基づく 勧告に対する改善措置状況(回答)の概要(ポイント)

【勧告先】厚生労働省

【回答年月日】平成24年11月30日

【勧告日】平成24年1月31日

1 調査概要

雇用失業情勢は一部に持ち直しの動きがみられるものの、依然として厳しい状況。公共職業安定所(以下「安定所」という。)における求人の充足率は依然として3割程度と、未充足の求人が多数ある一方、引き続き就職活動を行う求職者も多数存在

本行政評価・監視は、安定所を利用する求人・求職者の結合(マッチング)を促進する観点から、安定所に おける職業紹介業務の実施状況等を調査し、下記のような事項を勧告

この勧告に対し、厚生労働省がどのような改善措置を講じたか、その結果を公表するもの

2 主な勧告事項及び厚生労働省が講じた改善措置状況

(1) 求人・求職のための基本業務の徹底

勧告事項

安定所の職業紹介に不可欠な基本業務のうち、特に、次の事項について、安定所の関係職員等への指導を徹底

- ① 求職者の希望条件の的確な把握
- ② 求人内容の正確性・明確性の確保
- ③ 求人・求職者の相談内容の記録の励行 その際、ハローワークシステムにおけるチェック 機能の強化等の実効的な措置の実施

回答

平成24年2月に各安定所に対し、基本業務の徹底について文書通知をするとともに、関係者の会議において、それを基に徹底指導

あわせて、「求人受理ポイント集」や研修用DVD等のスキル向上資料を作成・配布

その後、各安定所における対応状況を確認し、未改善事項について再度指導(9月)

ハローワークシステムについて、平成24年中に、基本情報未登録時の警告表示機能を追加する等、業務効率化に資する改修を実施

(2) 求人・求職者のニーズや状況に応じた効果的かつ的確な職業紹介業務の推進

勧告事項

求職者や求人者のニーズや状況に応じた効果的 な職業紹介業務を推進するため、

- ① 求人・求職者の意向を踏まえ、安定所間相互における広域職業紹介を積極的に実施
- ② 要支援者及び就職困難者等の就職を促進する ためのトライアル雇用事業の的確な運用の徹底
- ③ 職業訓練修了後には、訓練受講が有利に働くような職種の紹介を徹底

回答

各安定所に対し、文書指導(2月)するとともに、その後、 対応状況を確認し、未改善事項を再度指導(9月)

- ① 他の安定所への求人充足依頼処理ができるようハロー ワークシステムを改修し、積極的な広域職業紹介を推進
- ② トライアル雇用事業の対象となる適格者(求職者)についての名簿作成の徹底、求人における適切な選考のための指導徹底
- ③ 職業訓練修了後の求職者に対し、能力開発施設が作成 した評価シートを活用した職業相談を実施する等、訓練 効果を生かせる就職支援の強化を指導

(3) 地方公共団体等における無料職業紹介事業等に対する支援及び連携の強化

勧告事項

地方公共団体等における無料職業紹介事業の効果的な実施のため、地方公共団体に提供する求人情報の充実・拡大を図るとともに、提供した求人情報の充足状況等についても、情報提供先において必要に応じ、活用できるような措置を実施

回答

各安定所に対し、文書通知(2月)するとともに、会議等で指導

地方公共団体等に対し、安定所内で公開している求人情報以外の求人に係る情報についても、必要の有無を確認し、必要がある場合には定期的に提供するよう安定所を指導

また、問合せに応じ、求人の充足状況等について確認・ 回答するよう指導

※ 勧告及び結果報告書は、総務省ホームページに掲載しています。

公共職業安定所の職業紹介等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告 に対する改善措置状況(1回目のフォローアップ)の概要

【調査の実施時期等】

1 実施時期 平成22年12月~24年1月

2 調査対象機関 厚生労働省、地方公共団体等

【勧告日及び勧告先】 平成24年1月31日 厚生労働省

【回答年月日】 平成24年11月30日 厚生労働省

【調査の背景事情】

- 雇用失業情勢は、有効求人倍率が 0.67 倍、完全失業率が 4.1%(以上、季節調整値 平成 23 年 9 月)と、一部に持ち直しの動きがみられるものの、依然厳しい状況(平成 24 年 1 月:有効求人倍率 0.73 倍、完全失業率 4.6%、24 年 10 月:有効求人倍率 0.80 倍、完全失業率 4.2%)
- 経済情勢により求職者数・求人数は増減するが、求人の充足率及び就職率は3割前後で推移(平成23年9月: 充足率:27.6%、就職率:30.7%)(平成24年1月: 充足率:26.9%、就職率:32.2%、24年10月: 充足率:24.0%、就職率:31.0%)
- 公共職業安定所(以下「安定所」という。)が行う職業紹介による求人と求職者の効果的な結合(マッチング)は、若年者雇用、高齢者雇用、障がい者雇用等と並び職業安定行政における大きな課題の一つ
- 安定所は、従前からマッチング対策として、情報提供の充実、求職者ニーズに対応した求人開拓、スキル不足や年齢等が就職のネックとなっている求職者への支援等を講じているが、依然として未充足求人が多い状況
- また、民営の職業紹介事業者のほか、地方公共団体やNPO法人においても、安定所と連携し、職業紹介事業や就業支援事業に取り組む例あり
- なお、厚生労働省は、東日本大震災の発生を受け、被災者に対する職業紹介の実施に当たっては、求職ニーズの把握徹底や広域職業紹介、必要な求人開拓の実施などの業務を重点的・効果的に進めることなどを都道府県労働局(以下「労働局」という。)に指導
- この行政評価局調査は、公共職業安定所における雇用のミスマッチの解消を図り、求人・求職者の結合を促進する観点等から、11都道 府県労働局、31公共職業安定所を抽出し、安定所における職業紹介業務の実施状況、地方公共団体等が行う無料職業紹介事業等に対する 支援・連携状況等を調査

- 1 安定所における適格紹介の積極的な実施
- (1) 求人・求職者の適格紹介のための基本業務の徹底

(勧告要旨)

- ① 安定所の職業紹介における求職者と求人との結合をより一層進める観点から、職業紹介に不可欠な基本業務のうち、特に、次の事項について、安定所の関係職員等への指導を徹底すること。
 - i) 求職受理時等において、求職者の希望する仕事、希望勤務地や重要な求職条件を的確に把握し、記録を徹底すること。
 - ii) 求人票における求人内容の適法性、正確性及び明確性を確保するための確認等の措置を徹底すること。
 - iii) 職業相談内容の記録を徹底すること。 その際、労働局・安定所の意見を踏まえてハローワークシステムの改修を 行い、チェック機能を強化するなど、実効的な措置を講ずること。
- ② 職業紹介の採否結果、不採用の場合の理由の把握・確認について、関係者の意見を踏まえ、不採用理由の区分を見直すなどにより、求人者からの通知の励行を図るとともに、安定所からの照会・確認を早期に実施し、その結果を求職者・求人者支援に十分活用するよう安定所を指導すること。

(説明)

≪制度の概要≫

- 安定所は、職業安定法(昭和22年法律第141号)及び一般職業紹介業務取扱要領(平成16年11月1日付け職発第1101001号別添。以下「紹介要領」という)等に基づき、職業紹介業務を実施。
- 厚生労働省は、職業紹介を進める上で必要不可欠な下記の業務を「基本業務」 として、安定所に対して通達等により、その徹底を図るよう重ねて指示。(注) [基本業務]
 - ・ 的確な求職受理(求職申込書・求職票の完全記入)
 - ・ 求人内容の正確性・明確性の確保
 - ・ 求人・求職管理情報(職業相談の内容等)の記録

など7項目

(注) 基本業務の徹底については、当省東北管区行政評価局等が平成 17 年度に実施した「ハローワークにおける求人求職情報の適正化に関する行政評価・監視」の結果に基づき、関係労働局に対して、改善を図るよう指摘しており、厚生労働省も、指導通知を発出して、求人内容の正確性・明確性の確保を徹底するよう労働局・安定所を指導している。

→:「回答」時に確認した改善措置状況

(厚生労働省)

→① 平成 24 年 2 月 2 日に発出した各労働局職業安定部長宛て通知 (『「公共職業安定所の職業紹介等に関する行政評価・監視結果に基 づく勧告」への対応について』(職首発 0202 第 1 号・職政発 0202 第 1 号)。以下「平成 24 年 2 月 2 日付け通知」という。)を基に、 同日に開催した全国職業紹介関係業務担当者会議(以下「担当者会 議」という。)、同年 2 月 3 日及び同年 4 月 20 日に開催した全国職 業安定部長会議等(以下「安定部長会議等」という。)において、 各安定所の担当職員・相談員に対する求職者の希望条件の把握と記 録、求人条件の確認と求人に対する助言・指導、職業相談内容の記 録の徹底指導を指示した。

また、平成 24 年 3 月に求人受理時のポイントを明示した「求人受理確認ポイント集」や求職管理情報の記録スキルを向上させるための研修用 D V D 等を配付し、活用を促した。

なお、これらを踏まえた各安定所における対応状況については、 各労働局職業安定課長ヒアリングにより把握し、対応が不十分であ る部分については、平成24年9月24日付けで各労働局職業安定部 長に通知し、指導したほか、現在、各安定所における基本業務総点検 結果を分析中であり、今後、必要に応じ各労働局に個別指導を実施。 ハローワークシステムについては、平成24年中に、

- ・ 求職申込み時に、職業紹介を行う上で重要な基本情報(希望就 業地等)が求職管理情報に未登録である場合、その旨を警告表示 し、求職者への聴取や入力を促す機能を追加する、
- パート求人受理時、賃金欄に時給を登録する際に誤って日給、 月給を登録することのないよう警告表示する、

等、エラーの防止等基本業務の徹底や、業務の効率化に資する改修 を行う。

② 職業紹介の採否結果等については、求人者からの通知励行を図る ため、平成23年12月に採否結果通知書の様式及び不採用理由の区 分を見直すとともに、安定所における採否結果の早期・確実な確認

○ 採否結果の確認及び不採用理由の把握

紹介要領で、安定所は確認した紹介事案の採否結果について、必ずハローワークシステムに入力するとともに、不採用等の情報が把握された場合には、求人管理情報又は求職管理情報のいずれかにコメントを追加してその後の職業相談・職業紹介に役立てることとされている。

≪調査結果≫

- 抽出調査した 31 安定所の求職者 930 人、1,395 求人の中には、次のような不 適切な例があり、基本業務の一層の徹底が必要
 - i) 求職者の希望する仕事や求職者の適職等の把握が不的確
 - ・ 求職票の「希望する仕事」が未把握 …… 29 安定所 67 人
 - ・ 求職票の「適職」が未把握 ……………… 21 安定所 52 人
 - ・ 求職者の「希望勤務地」が未把握 …… 29 安定所 117 人 等
 - ii) 求人内容の適法性・正確性・明確性の確保が不十分
 - ・求人票の賃金が最低賃金額を下回る …………6 安定所 11 求人
 - ・雇用保険等の適用対象求人に加入表示なし…… 9 安定所 10 求人
 - ・求人業務経験を求めながら、若年の年齢制限… 2安定所5求人
 - ・月平均労働日数や年間休日数が不適当……… 23 安定所 182 求人 等
 - iii) 求職者の職業相談の内容の記録が不十分
 - 相談の内容や求人紹介時の状況に関するハローワークシステムへの記録なし…31 安定所の相談記録延べ10,682 件のうち、7,589 件(71%) 等
- 安定所の基本業務の徹底のため、担当者への指導、職員によるチェック、労働局・本省による定期的なチェックが行われているが、不適切な例が引き続き みられる状況
- 採否結果の確認及び不採用理由の把握が不十分
 - ◆ 採否結果の確認が未実施
 - 紹介実績のある31安定所の求職者775人(延べ紹介件数6,768件)中
 ……14安定所53人(187件)
 - 紹介実績のある31安定所の976求人(延べ紹介件数6,849件)中
 ……24安定所151求人(300件)
 - ◆ 不採用理由の把握が不十分(不採用の場合の理由が「その他」のみ)
 - 不採用がある 31 安定所の求職者 556 人(不採用延べ 3,768 件)中
 ………… 31 安定所 344 人(1,054 件)
 - 不採用がある31安定所の641求人(不採用延べ3,697件)中

………… 31 安定所 373 求人(1,098件)

厚生労働省が講じた改善措置状況

のため、23 年 12 月及び 24 年 3 月に、ハローワークシステムに担当者別の紹介状況を一覧表示する機能や、安定所ごとに採否が未確認である紹介情報を一覧表示する機能を新設し、採否結果の確認における活用を促した。

また、様式・区分の見直し及びハローワークシステム改修を踏まえ、平成24年2月2日付け通知を基に、上記の担当者会議及び安定部長会議等において、採否確認及び採否結果の職業紹介(マッチング)への活用等を徹底するよう指導した。

なお、これらを踏まえた各安定所における対応状況については、 各労働局職業安定課長ヒアリングにより把握し、対応が不十分であ る部分については、平成24年9月24日付けで各労働局職業安定部 長に通知し、指導したほか、現在、各安定所における基本業務総点検 結果を分析中であり、今後、必要に応じ各労働局に個別指導を実施。

(2) 求人・求職者のニーズや状況に応じた効果的かつ的確な職業紹介業務の推進 (勧告要旨)

① 労働局管内の複数の安定所やその他の労働局にまたがる広域的な労働市場圏について、労働力の需給情勢の分析を徹底するとともに、その結果及び求人・求職者の意向を踏まえ、安定所間相互における求人充足の依頼及び広域職業紹介を積極的に行うよう安定所を指導すること。

(説明)

≪制度の概要≫

- 労働市場の分析による安定所間の求人充足の依頼及び広域職業紹介等の効果 的な実施
 - ・ 複数の安定所が協力し、相互間の求人連絡が日常的、積極的に行われることが必要。(紹介要領)
 - ・ 求職者にとって最もよい就職の機会を与える場合等については、広域職業 紹介を実施するよう努めなければならない。(安定法施行規則第12条)

≪調査結果≫

- 広域的な職業紹介等の実施が不十分
 - ・ 管内の求人に就職する求職者が多い他の安定所(川口、千葉南、鶴見など)に 対して求人充足の依頼が行われていない(飯田橋安定所)
 - ・ 求職者が管外や都道府県外の求人の紹介を許容しているものの、その紹介が行われていないものが466人中97人(うち、68人は未就職)

(勧告要旨)

② 求人開拓推進員が開拓した求人の充足状況を的確に把握するとともに、求職者ニーズの高い職種を中心に求人開拓を積極的に実施するなど、ニーズに応じた効果的な求人開拓方法とするよう安定所を指導すること。

(説明)

≪制度の概要≫

○ 求人開拓の効果的な実施 安定所は、能力に適した職業に就く機会の確保(求職者)、必要とする労働力 の確保(求人者)のため、必要な求人・求職者の開拓を行う。(安定法第18条)

(厚生労働省)

→① 平成 24 年 2 月 2 日付け通知を基に、上記の担当者会議及び安定 部長会議等において、広域的な労働市場の状況を分析した上で、求 人充足依頼や求職者の他所求人への紹介などによる広域職業紹介 に積極的に取り組むよう指導するとともに、同年 3 月に、他所への 求人充足依頼処理ができるようハローワークシステムの改修を行 い、活用を促した。

また、平成24年2月9日に発出した各労働局職業安定部長宛て通知(『「公共職業安定所の職業紹介等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」を踏まえた広域的な労働市場圏の設定、分析等の徹底について』(職政発0209第01号))により、広域労働市場圏の分析を徹底するよう重ねて指導した。

なお、これらを踏まえた各安定所における対応状況については、 各労働局職業安定課長ヒアリングにより把握し、対応が不十分であ る部分については、平成24年9月24日付けで各労働局職業安定部 長に通知し、指導したほか、現在、各安定所における基本業務総点検 結果を分析中であり、今後、必要に応じ各労働局に個別指導を実施。

(厚生労働省)

→② 平成 24 年 2 月 2 日付け通知や平成 24 年 3 月 16 日に発出した各 労働局職業安定部長宛て通知(「平成 24 年度求人開拓業務の具体的 取扱いについて」(職首発 0316 第 3 号))を基に、上記の担当者会議 及び安定部長会議等において、開拓求人の充足状況を毎月の記録表 により的確に把握するとともに、求職者のニーズ、求人・求職バラ ンスシート等を踏まえ、充足を意識した求人開拓を実施するよう指 導した。

なお、これらを踏まえた各安定所における対応状況については、 各労働局職業安定課長ヒアリングにより把握し、対応が不十分であ る部分については、平成 24 年 9 月 24 日付けで各労働局職業安定部

≪調査結果≫

- 求職者が求める求人の開拓が不十分
 - i 求職者ニーズを踏まえた求人開拓が不十分
 - ・ いずれの安定所でも「事務的職業」、「生産工程等の職業」の求職者ニーズ が高いが、それらを最も多く開拓しているのは9安定所のみ。
 - ・ 新規又は有効求人倍率が 1.0 倍以上の職業を最も多く開拓しているもの が 17 安定所あり。
 - ・ 平成22年度の開拓求人充足率は22.5%と一般(27.1%)より低い。
 - ii 推奨事例:求職者のニーズを踏まえ、有効求人倍率が低く、有効求職者数が 多い職種を中心に求人開拓を実施(沖縄安定所)
 - iii 開拓求人の充足状況を把握していない(2安定所)

(勧告要旨)

③ 求職者の就職の難易度に応じた効果的な支援を実施するというトライアル雇用事業の目的に沿った効果的な実施を図るため、トライアル雇用事業の運用に当たり、要領に則し、当該事業の対象者となる要支援者及び就職困難者の把握、対象者の選定を徹底し、適格な求職者の紹介を行うとともに、トライアル雇用事業の活用を希望する求人に対し、本来の目的にそぐわない、必要以上の、試行雇用開始前の選考や年齢制限が行われないようにするよう安定所への指導を徹底すること。

(説明)

≪制度の概要≫

○ トライアル雇用事業

就労経験のない若年者等の就職困難な求職者を試行雇用した求人に奨励金を 支給することにより、早期就職の実現等を図る。(トライアル要領)

≪調査結果≫

- トライアル雇用事業の運用が不適切
 - ・ 対象求職者名簿が未作成で対象求職者を的確に把握していない(26 安定所) →安定所が必ずしもトライアル雇用の適格者を紹介できない。
 - ・ 求人による試行雇用前の適性、能力等の見極めを行う選考等による多数の 不採用例や若年者等トライアルの場合の適用年齢(40 歳未満)の上限に近い 求職者の応募がしにくい年齢制限の例あり。

厚生労働省が講じた改善措置状況

長に通知し、指導したほか、現在、各安定所における基本業務総点検結果を分析中であり、今後、必要に応じ各労働局に個別指導を実施。

(厚生労働省)

- →③ 平成 24 年 2 月 8 日 (同年 3 月 9 日付け一部改正) に発出した各 労働局職業安定部長宛て事務連絡(『「公共職業安定所の職業紹介等 に関する行政評価・監視」の調査結果を受けた対応について』)に より、
 - ・ トライアル雇用対象者については、職業相談等を通じて、トライアル雇用対象者として適格と判断した場合に、対象者名簿を作成(又はハローワークシステムへ入力)することにより、これを選定・把握すること
 - 事業主への紹介に当たっては、求人数を超えた紹介によりトライアル雇用開始前に選考が行われることにならないよう、原則、求人数を上限とした紹介とすること
 - ・ 事業主に対し、トライアル雇用制度の趣旨について理解を求め、 年齢制限の撤廃や書類による選考を行うことのないよう勧奨を 行うこと

を徹底するよう指導した。

なお、これらを踏まえた各安定所における対応状況について、平成24年8月に確認した結果、一部の安定所(16所)に改善の余地がみられたため、再度、徹底指導を行った。

(勧告要旨)

④ 求職者の適職への就職実現、希望する仕事への就職可能性の拡大という職業訓練の効果を発揮させるため、職業訓練修了間際の求職者に対し、より一層、職業相談やキャリアコンサルティング等の支援を行うとともに、職業訓練修了後には、能力開発施設等と連携して、訓練受講が有利に働くような職種の紹介を徹底するよう安定所を指導すること。

(説明)

≪制度の概要≫

〇 職業訓練

適職への就職実現、未経験職種への転職のために能力等が不足している場合 に実施(紹介要領)

≪調査結果≫

- 職業訓練の結果を踏まえた職業紹介が不十分
 - ・ 職業訓練受講後、訓練を受けた職種と関係性が薄い職業の紹介を受けて不 採用になっている例(名古屋中安定所など)
 - ・ 訓練修了後、1か月以上未紹介状態が続いている例(広島東安定所など)

(勧告要旨)

⑤ 就職を急ぐ求職者や安定所の支援への期待度が高いものの求人の応募と 不採用を繰り返す求職者に対し、重点的かつ積極的に、計画的職業紹介等の 支援を実施するため、求職者の緊要度を的確に把握・記録し、緊要度に応じ た効果的な支援を実施するよう安定所を指導すること。

(説明)

≪制度の概要≫

○ 求職者のニーズ・状況を踏まえた職業紹介業務の実施

(厚生労働省)

- →④ 平成 24 年 2 月 2 日付け通知や平成 24 年 4 月 18 日に発出した各 労働局職業安定部長、各都道府県職業能力開発主管部(局)長並びに 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構求職者支援訓練部長 及び公共職業訓練部長宛て通知(『関係機関の連携等による職業訓練関係業務の効果的な実施について』(職首発 0418 第 1 号・職派若 発 0418 第 1 号・能能発 0418 第 1 号))を基に、上記の担当者会議及 び安定部長会議等において、
 - ・ 安定所は、職業訓練修了1か月から2か月前を目途に職業訓練 受講者に対して就職希望アンケートを実施し、その結果を就職支 援に活用する。また、公共職業能力開発施設の就職支援担当は、 職業訓練受講者に対し、キャリア・コンサルティング、面接指導 などの就職活動の知識の付与、求人情報の収集・提供などの就職 支援に積極的に取り組むとともに、職業訓練修了1か月前をめど に安定所における職業相談を勧奨
 - ・ 訓練修了後の求職者に対して、能力開発施設において作成した 評価シートを活用した職業相談を行う等、訓練実施機関との連携 による訓練効果をいかせる就職支援の強化

を徹底するよう指導した。

なお、これらを踏まえた各安定所における対応状況については、 各労働局職業安定課長ヒアリングにより把握し、対応が不十分であ る部分については、平成24年9月24日付けで各労働局職業安定部 長に通知し、指導している。

(厚生労働省)

→⑤ 平成 24 年 2 月 2 日付け通知を基に、上記の担当者会議及び安定 部長会議等において、緊要度の的確な把握・記録の徹底、緊要度に 応じた支援の徹底について指導した。

なお、これらを踏まえた各安定所における対応状況については、 各労働局職業安定課長ヒアリングにより把握し、対応が不十分であ る部分については、平成24年9月24日付けで各労働局職業安定部 長に通知し、指導したほか、現在、各安定所における基本業務総点検 結果を分析中であり、今後、必要に応じ各労働局に個別指導を実施。

雇用保険の受給の有無、求職者側の意欲及び安定所に対する期待度により「緊要度」(コード番号0~9で表示)を判断し、求職票に記入。その後の効果的な支援に活用(紹介要領)

≪調査結果≫

- 求職者のニーズ・状況を踏まえた支援が不十分

 - ・ 緊要度の高低と相談件数、紹介件数等の多寡が逆転 …………5 安定所

(勧告要旨)

⑥ 未充足求人について、その原因分析を行い、分析結果に基づく求人条件緩和指導を行うとともに、求人条件を緩和した求人を所内掲示、求人検索端末、ハローワーク・インターネットサービス等を活用して周知を行うなど、未充足求人のフォローアップを強化するよう安定所を指導すること。

(説明)

≪制度の概要≫

○ 未充足求人に対するフォローアップの実施

一定期間紹介がない未紹介求人、未充足のまま有効期間が満了した無効求人 に対して、充足に至らなかった原因分析に基づく条件緩和指導、当該求人の周知 等を実施(紹介要領)

≪調査結果≫

- 相当期間充足しない求人のフォローアップが不十分

 - ・ 求人条件の緩和を実施したにもかかわらず所内掲示や求人情報誌への掲載といった再周知のための方策を未実施……………10 安定所

2 地方公共団体等に対する支援・連携強化

(1) 地方公共団体における無料職業紹介事業等に対する支援及び連携

厚生労働省が講じた改善措置状況

(厚生労働省)

→⑥ 平成 24 年 2 月 2 日付け通知を基に、上記の担当者会議及び安定 部長会議等において、未充足求人の原因分析とフォローアップの徹 底について指導した。

なお、これらを踏まえた各安定所における対応状況については、 各労働局職業安定課長ヒアリングにより把握し、対応が不十分であ る部分については、平成24年9月24日付けで各労働局職業安定部 長に通知し、指導したほか、現在、各安定所における基本業務総点検 結果を分析中であり、今後、必要に応じ各労働局に個別指導を実施。

(勧告要旨)

- ① 無料職業紹介事業を実施する地方公共団体等の需要を踏まえ、同団体が職業紹介等を実施するに当たって必要とする労働市場に係る情報を可能な限りきめ細かく提供するよう安定所を指導すること。
- ② 無料職業紹介事業を実施する地方公共団体に提供する求人情報の充実・拡大を図るとともに、提供した求人情報の充足状況等についても、情報提供先において必要に応じ、活用できるような措置を講じるよう安定所を指導すること。

(説明)

≪制度の概要≫

○ 国及び地方公共団体は、職業紹介や雇用施策等に関連して、相互に連絡、協力することとされている(雇用対策法)。

また、労働局・安定所は、無料職業紹介事業を実施する地方公共団体や民間 団体に対して、求人情報の提供等の連携を実施(紹介要領)。

○ 「アクション・プラン〜出先機関の原則廃止に向けて〜」(平成 22 年 12 月 28 日閣議決定)では、安定所の職業紹介業務等が一体的に実施され、利用者の様々なニーズにきめ細かく応えることが可能となるよう、所要の措置を講ずることとされている。

≪調査結果≫

- 地方公共団体・民間団体が実施する無料職業紹介事業に資する情報提供が不 十分
- → 職業紹介や就労支援を効果的に行うため、安定所単位ではなく、市町村単位の労働市場情報の提供を希望する地方公共団体あり。全国の安定所(545 安定所)のうち、複数の市町村を管轄するものが大半(509 安定所)。
- → 無料職業紹介事業を実施する団体の中に、①提供される求人情報を拡大してほしい、②業務の効率化のため、安定所から情報提供された求人の充足状況を早期に把握したい、とする意見あり等
- ※ 調査対象安定所が所在又は隣接する地方公共団体 41 団体 (10 都道府県、31 市区町) を 調査

(厚生労働省)

→①② 平成 24 年 2 月 2 日付け通知を基に、上記の担当者会議及び安定部長会議等において、i)地方公共団体の求めに応じて、ハローワークシステムの統計機能を活用し、「労働市場情報」を可能な限りきめ細かく提供する、ii)地方公共団体に対して、安定所内で公開している求人情報以外の求人に係る情報の必要の有無を確認し、必要とするものには定期的に提供する、よう指導した。併せて、地方公共団体からの問い合わせに応じて、求人の充足状況等について確認・回答するよう指導した。

なお、これらを踏まえた各安定所における対応状況(平成 24 年9月時点)について確認した結果、地方公共団体から要望・照会があるものについては、対応が図られており、労働市場情報のきめ細かな提供については 38 労働局で、求人情報以外の求人に係る情報については 29 労働局で提供され、また、照会があった8 労働局において求人の充足状況の情報提供が行われている。

(2) 民間団体等が実施する職業紹介事業等に対する支援及び指導 (勧告要旨)

- ① 無料職業紹介事業を実施する民間団体等に提供する求人情報等の提供内容の充実・拡大を図るとともに、提供した求人情報の充足状況等についても、情報提供先において必要に応じ、活用できるような措置を講じるよう安定所を指導すること。
- ② 求人情報提供事業指導援助事業の委託契約内容を見直し、受託事業者が把握した不適正な民間求人広告及びこれに関する苦情の個別具体的な内容を関係労働局等に回報する仕組みとすること。
- ③ ②の受託事業者から報告された情報と併せ、労働局等が独自に把握した不 適正な民間求人広告や苦情を踏まえ、求人者に対する指導を積極的に実施す るとともに、可能な限り求人情報提供事業者に対する法令遵守の協力依頼を するよう労働局等を指導すること。

(説明)

≪制度の概要≫

○ 厚生労働省は、求人情報誌等の求人情報を労働市場において適正・信頼できる ものにし、求人条件と採用後の労働条件の相違等が要因となる雇用のミスマッ チを防止等のため、求人情報誌等の求人広告掲載内容のチェックなどを内容と する、求人情報提供事業指導援助事業を委託事業(平成23年度までは(社)全 国求人情報協会(以下「協会」という。)が受託)として実施

≪調査結果≫

- 協会から厚生労働省に対して行う受託事業に係る報告は、類型別の指摘等件数などの実績にとどまり、厚生労働省が指導・助言をするために必要な指摘に係る具体の企業名や内容の報告なし。
- 労働局・安定所における不適正な民間求人情報に関する苦情の受付件数は、近年、実績がない又は1件程度が5労働局で、最も多い東京労働局でも年間20件程度。一方、独自の調査を実施して不適正な求人広告に対し積極的な是正措置を講じている労働局等(沖縄等)あり。

(厚生労働省)

→① 平成 24 年 2 月 2 日付け通知を基に、上記の担当者会議及び安定 部長会議等において、無料職業紹介を実施する民間団体等に対し て、安定所内で公開している求人情報以外の求人に係る情報や職業 訓練一覧表等の必要の有無を確認し、必要とするものには定期的に 提供するよう指導した。併せて、民間団体等からの問い合わせに応 じて、求人の充足状況等について確認・回答するよう指導した。

なお、これらを踏まえた各安定所における対応状況(平成 24 年 9 月時点)について確認した結果、無料職業紹介事業を実施する民間団体等から要望・照会があるものについては、対応が図られており、求人情報以外の求人に係る情報については 29 労働局で提供され、また、照会があった 8 労働局において求人の充足状況の情報提供が行われている。

- ② 求人情報提供事業指導援助事業については、平成24年度から委託内容を見直し、受託者が把握した不適正な民間求人広告及びこれに関する苦情の個別具体的な内容を、適時に本省へ報告させることとし、その内容を厚生労働本省から関係労働局等に周知する仕組みとした。
- ③ 平成24年2月16日に発出した各労働局職業安定部長(一部需給調整事業部長)宛て通知(『「公共職業安定所の職業紹介等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」への対応について』(職派需発0216第1号))により、
 - ・ 求人情報提供事業指導援助事業の受託事業者から報告された情報と併せ、労働局等が独自に把握した不適正な民間求人広告や苦情を踏まえ、求人者に対する指導を積極的に実施すること
 - 可能な限り、求人情報提供事業者に対する法令遵守の協力依頼 をすること

を徹底するよう指導した。

3 職業相談員等の非常勤職員の配置及び公募の適正化 (勧告要旨)

- ① 求人開拓推進員について、安定所における求人開拓推進員の活動実績や開拓求人の充足状況の把握、分析結果及び年間目標の達成状況に基づく統一的な配置基準を定め、優先度を考慮した配置を行うこと。
- ② 各種相談員の募集に当たっては、インターネットを通じた求人情報の公開の徹底など公平・公正な採用手続が行われるよう労働局及び安定所への指導を徹底すること。

(説明)

≪制度の概要≫

○ 各種相談員の配置数

各労働局及び安定所には、職業相談員や求人開拓推進員など各種相談員が約1万3千人配置(職業紹介関係職員約2万人の7割(平成22年度))

○ 求人開拓推進員の配置方針(指示)

厚生労働省は労働局に対して、求人倍率、求人・求職の増減の状況、適用事業所数等を総合的に勘案した求人開拓推進員の配置を指示

○ 求人開拓推進員の活動目標

求人開拓推進員1人当たりの年間求人開拓数480人(月40人)以上、同開拓求人充足数180人(月15人)以上の目標値を設定(「平成22年度求人開拓事業の具体的取扱いについて」(平成22年3月30日付け職首発0330第3号職業安定局首席職業指導官))等

○ 職業安定行政関係の相談員に係る管理業務

安定所における各種相談員の募集、選考、採用、配置等に関する業務については、「職業安定行政関係の相談員に係る管理業務について」(平成 20 年1月 28 日付け職総発第 0128001 号職業安定局総務課長通知。平成 23 年 2 月 7 日新通知 知発出)及び相談員ごとの設置要綱・要領に規定

・ 募集に際しては、公的な身分と職務内容から、縁故による募集・採用の禁止、求人票のハローワークインターネット上での原則公開を指示

≪調査結果≫

- 求人開拓推進員は、平成 21 年度に 1,215 人増員
- 31 安定所における相談員1人当たりの業務量を比較すると、求人部門の格差が大きく(平成22 年度新規求人数4.0 倍、雇用保険適用事業所数6.0 倍の差)、

(厚生労働省)

- →① 求人開拓推進員については、平成 24 年度の配置に当たり、各労働局に対して、その活動実績や活動目標の達成状況の分析結果等の指標に基づく配置基準を示し、これに基づき地域事情を見極めた上で効率的・効果的に管内安定所に配置するよう、平成 24 年 2 月 2 日付け通知、担当者会議及び安定部長会議等において指導した。
- ② 相談員の募集については、国民が広く応募の機会を得られるようにする必要があることから、原則として、全て公共職業安定所の求人として公共職業安定所庁舎内及びハローワークインターネットサービス上で公開することとしており、平成24年1月31日付けで、改めて周知徹底の事務連絡(「職業安定行政関係相談員の求人公開の徹底について」)を各労働局宛てに発出した。

主な勧告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
求人開拓推進員の配分がアンバランス	
○ 31 安定所の中には、i)求人開拓推進員の求人開拓実績が目標を達成してい	
ないもの(8安定所)、開拓求人充足目標を達成していないもの(14 安定所)、開	
拓求人の充足状況を把握していないもの(2安定所)あり(平成22年度)、一方、	
ii)「事業所を回りきれていない感もあり、求人開拓推進員が確保できれば、	
まだ求人を増やせると思う」との意見を有する安定所(飯田橋安定所)あり。	
○ 労働局・安定所が求人者となる各種相談員の求人情報がインターネット上で	
公開されていないものが 31 安定所 75 件中 13 安定所 26 件	
これらの中には、採用者以外に応募者がおらず無競争で採用しているもの(7	
事例)や、特定の採用候補者に対象を絞って採用手続を進めているとみられる	
もの(2事例)あり。	